

総務常任委員会記録

令和7年12月16日（火）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前11時23分

○出席委員（7名）

2番 工藤 裕介 委員	11番 坂本 崇 委員	14番 畑山 聰 委員
17番 千葉 浩規 委員	19番 外崎 勝康 委員	25番 佐藤 哲 委員
27番 清野 一榮 委員		

○出席理事者（10名）

総務部長 堀川慎一	契約課長 成田政嗣
環境課長 葛西正樹	情報システム課長 齊藤弘行
資産税課長 田中知巳	健康増進課長 太田泰輔
建築住宅課参事 鎌田春香	人事課長 福士太郎
財務部長 今井郁夫	収納課長 三上透

○出席事務局職員（2名）

局長 西谷慎吾	書記 外崎容史
---------	---------

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案10件あります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議案第122号 弘前市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する
条例案

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第122号弘前市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。議案第122号に係る条例改正の概要のほか、参考として、弘前市長期継続契約を締結することができる契約の事務取扱要領の改正案について新旧対照表を添付しております。

それでは、議案第122号弘前市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、近年、情報処理システム等におけるソフトウェアやクラウドサービスの活用が増加している状況を踏まえ、それらの契約に係る事務取扱上の支障を解消し、併せて契約事務の軽減を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容といたしましては、ソフトウェアの使用許諾契約、クラウドサービスの利用契約、及び情報処理システムの保守業務の委託契約について、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約として追加するものです。

これにより、当該契約についても、リース契約等と同様に最大で5年間の契約を締結することが可能となり、契約事務の効率化が図られるものであります。

なお、契約に関する事務の詳細については、弘前市長期継続契約を締結することができる契約の事務取扱要領において別途定めるほか、当該条例を適用して契約を締結する際には、契約締結日の翌年以降の予算が可決されない場合には、契約を解除または変更できる旨を契約書に明記することにより、毎年度の予算の成立を前提とした契約とするものであります。

最後に、本議案の施行日につきましては、本議会の最終日である令和7年12月24日とするものであります。

説明は以上です。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 三つあります、長期継続契約と債務負担行為の違いについて。

二つ目は、長期継続契約に情報処理システムの保守業務が追加されることになった理由について。

三つ目は、なぜこの時期なのかということで、ちょうどシステムの統一化が控えているのですが、それとの関連があるのかどうか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、長期継続契約と債務負担行為との違いについてです。

長期継続契約は、契約の性質上、複数年度にわたって締結することが一般的である契約について、地方自治法及び条例に基づき、複数年で契約できる制度です。一方、債務負担行為は、将来の支出を確定させる必要がある場合に、予算にその限度額を計上し、議会の議決を得て行うものです。

次に、情報処理システムの保守業務が追加される理由についてです。

常時稼働している情報処理システムの保守業務につきましては、ソフトウェアの使用などと同様に、一日も欠かすことなく契約しなければ行政運営上の支障を及ぼすものであることから、今回、ソフトウェアの使用許諾などと同様に改正するものです。

次に、改正がこの時期になった理由等についてです。

近年、ソフトウェアやクラウドサービスの活用が拡大している状況を踏まえ、国からは、令和2年にソフトウェアについて、令和7年にクラウドサービスについて、地方自治体が条例を制定すれば長期継続契約が可能である旨が示されました。これを受けて、本市においても長期継続契約の対象となる契約の拡充について検討を進め、本年8月に方針を取りまとめたことから、今回の定例会において条例改正案を提出するものであります。

なお、本件は、国が進める共通システムの統一化とは直接の関連はございません。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第128号 工事請負契約の締結について（令和7年度弘前市斎場長寿命化改修工事（電気設備工事））

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第128号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。弘前市斎場長寿命化改修工事に係る議案第128号から130号につきまして、議案ごとに工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第128号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、老朽化した弘前市斎場の長寿命化を図るため、自家発電設備の能力強化を伴う電気設備の更新を行うものであります。また、工事期間中も引き続き斎場を利用できるようにするため、仮設棟を設置しますので、当該施設における電気設備の設置等も行うものとなります。

工事名称は令和7年度弘前市斎場長寿命化改修工事（電気設備工事）で、工事場所は弘前市大字常盤坂二丁目20番地1ほかであります。

工事の概要につきましては、斎場本体の改修工事に伴う受変電設備、自家発電設備、電灯設備等の電気設備の改修工事のほか、仮設管理待合棟及び仮設動物炉棟の新設・撤去に伴う電気設備工事を行うものとなります。

契約金額は2億6070万円、契約の相手方は和電・弘鉄・小林建設工事共同企業体、竣工期限を令和9年9月30日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、入札参加者が1者であったということについてです。まず、入札参加者が1者であったのですが、入札条件を備えた事業者の状況について。あと、なぜ参加が今回1者にとどまったのかと。さらに、和電・弘鉄・小林建設工事共同企業体の概要について答弁をお願いします。

さらに、技術評価点についてなのですが、技術評価点が7.5点ということでしたけれども、この技術評価点の企業の施工能力と配置予定技術者の能力の配点基準と、その評価結果について答弁をお願いします。

三つ目は、建設工事の契約の状況についてということで、今回、電気設備、機械設備と、あとは火葬炉設備工事があるのですが、建設本体の契約が今回ないということなので、この建設工事の契約は一体どうなっているのかということで答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札条件での事業者の状況についてです。

入札参加資格要件は、元請として1億3100万円以上の施工実績を持つことを条件としており、共同企業体の場合は最大で5共同企業体、単体企業の場合は8者が参加可能となるように設定していたものであります。

次に、参加者が1者の理由についてです。

本工事は、火葬炉の供用を継続しながら実施する執務並行改修となり、火葬炉等の改修工事については1日当たりの作業時間が夕方以降に限定されており、通常の工事と比べて作業時間が短くなっています。このため、工期が長期化し、現場に専任で配置する技術者の拘束期間も長くなることなどから、参加を見送る業者が多く、結果として、応募者が少なかったものと考えております。

次に、共同企業体の概要についてです。

工事の落札者は、市内に本店を有し、電気工事A等級に格付けられている和電工業株式会社を代表者とし、構成員を弘鉄電気工事株式会社及び小林電設株式会社とする共同企業体であります。各構成員の出資比率は、和電工業株式会社が40%、弘鉄電気工事株式会社が30%、小林電設株式会社が30%であります。

次に、技術評価点の配点基準と評価結果についてです。

技術評価点における企業の施工能力につきましては、同種工事の施工実績、市の発注工事における同種工事の工事成績評定点の平均点、優良工事表彰の有無の3項目を定めており、落札者は5.5点中4点となっております。次に、配置予定技術者の能力の項目として、配置予定技術者の同種工事の主任技術者または現場代理人としての施工経験の有無、保有する資格、優良工事表彰の有無の3項目を定めており、落札者は4.5点中2点となっております。

○環境課長（葛西正樹） 建築工事の契約の状況ということでございますけれども、建築工事につきましては、令和7年4月に公告した内容から見直し、組替えを行っておりまして、仮設の管理待合棟及び動物炉棟の設置工事を本体工事から分割して先に発注をして、令和7年10月16日に契約しております。

現在、敷地に入りまして、左右に駐車スペースがあるのですけれども、左側の駐車場の手前半分くらいを囲ってくい打ちの作業をしておりまして、これはこの工事自体、先に分割したという意味合いとしては、470本ぐらいいを打たないといけないのですけれども、降雪期になると支障が出てくるということで、先行して進めてきたというものであります。

残った建築の本体の工事につきましては、予定といたしましては来年4月の着工を予定しております、計画としては、19か月の工期で令和9年10月に竣工するということを予定しております。

○17番（千葉浩規委員） 技術評価点についてですけれども、企業の施工能力が5.5点に対して4点という、配置予定技術者の能力が4.5点に対して2点というわけで、極端に低いというわけではないのですけれども、全体としては12点に対して7.5点ということなので、この技術評価点の点数の結果をどのように評価しているのかということです。

建設本体工事の入札がこれからだということなのですけれども、もし入札参加者がない場合、電気、これから議論される機械設備工事について、様々な支障が出てくるのではないのかなと

いうふうに思うのですけれども、この建設本体工事に対して、どのように考えているのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、技術評価点で落札者が7.5点という評価についてです。

技術評価点について、当該入札の落札者は7.5点であり、令和4年度から令和6年度の平均点は11.2点となっております。今回の落札者は、技術評価点に関する評価項目のうち、優良工事表彰、優良工事技術者表彰の項目が零点であったことなどから、平均値より低い結果となったものと捉えておりますが、共同企業体の代表者は公共工事の施工実績も豊富であり、本工事の予定価格以上の施工実績も有していることから、施工に支障はないものと考えております。

○環境課長（葛西正樹） こちら、入札がなかったという御質疑でございますけれども、本入札への参加がなかった場合には、他の工事に支障を及ぼさないよう、速やかに関係課と協議して方針を決定したいというふうに考えております。

○17番（千葉浩規委員） 最後に、工事全体の今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○環境課長（葛西正樹） 先行して先ほど答弁いたしました、進めております仮設管理待合棟、動物炉棟の建築工事は、令和8年7月の完成を予定しております。

議案第128号の電気設備工事、第129号の機械設備工事及び第130号の火葬炉設備工事につきましては、令和8年1月の着工を予定しております。

仮設棟の建築工事に合わせまして、仮設の電気設備、機械設備及び動物炉の設置を行った後に本体の改修のほうに入りまして、全体としては令和9年9月で建屋は完成させるということを考えております。

また、本体の工事につきましては、来年4月に着工するという予定でございまして、8月には仮設棟の運用を開始する予定でありますので、仮設棟ができましたら、そちらのほうに事務室を移してということで、区切って工事を進めることができるということで、そのタイミングから施工をしていく予定でございます。

本体の改修は、令和9年9月で竣工すると、完成するということで予定しておりますけれども、その後に仮設棟の解体を行いますので、仮設棟の解体まで含めまして、工事としての竣工は令和9年10月ということで計画しております。

また、その後に、工事最終年度の9年度では、仮設棟を解体した後に駐車場としてまた舗装しないといけませんので、それらの外構工事も行うということを予定しております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第129号 工事請負契約の締結について（令和7年度弘前市斎場長寿命化改修工事（機械設備工事））

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第129号工事請負契約の締結についてを審査に供します。本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第129号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、老朽化した弘前市斎場の長寿命化を図るため、ガスヒートポンプの新設を伴う機械設備の更新を行うものであります。また、工事期間中も引き続き斎場を利用できるようするため、仮設棟を設置しますので、当該施設における機械設備の設置等も行うものとなります。

工事名称は令和7年度弘前市斎場長寿命化改修工事（機械設備工事）で、工事場所は弘前市大字常盤坂二丁目20番地1ほかであります。

工事の概要につきましては、斎場本体の改修工事に伴う空気調和設備、換気設備、自動制御設備等の改修のほか、仮設管理待合棟及び仮設動物炉棟の新設・撤去に伴う機械設備工事を行うものとなります。

契約金額は1億9393万円、契約の相手方は興産設備工業株式会社、竣工期限を令和9年9月30日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、入札業者が単体企業であるということについてです。まず、興産設備工業株式会社の概要、そして今回、共同企業体ではなくて単体企業となった理由について答弁をお願いします。

二つ目が技術評価点についてなのですが、技術評価点が8.0点ということでしたけれども、同じく技術評価点の企業の施工能力と配置予定技術者の能力の配点基準と、評価結果について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札業者の概要についてです。

本工事の落札者である興産設備工業株式会社は、市内に本店を有し、管工事A等級に格付けられている業者になります。

次に、単体企業となった理由についてです。

本事業は、火葬炉の供用を止めない執務並行改修を行うことにより工期が長くなるため、専任で現場に配置しなければいけない技術者を拘束する期間が長くなります。共同企業体であれば複数の業者が技術者を動員して施工しますが、当該工事は共同企業体を設立しなくても単体企業として履行が可能であることや、コストの抑制ができることなどから、単体企業による応札になったものと考えております。

次に、技術評価点の配点基準と評価結果についてです。

先ほどの電気設備工事と同じく3項目を定めており、落札者は5.5点中5.5点となっております。次に、配置予定技術者の能力の項目も電気設備工事と同じく3項目を定めており、落札者は4.5点中1点となっております。

○17番（千葉浩規委員） この技術評価点についてですけれども、この配置予定技術者の能力が4.5点に対して1点ということで、数字が極端に少ないような気がするのですけれども、この点数の結果をどのように評価しているのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 配置予定技術者の能力の評価についてです。

今回の落札者の配置予定技術者に関する評価項目のうち、施工実績及び優良工事技術者表彰において加点されておりませんが、建設業法における配置技術者となり得る国家資格を有している技術者であり、市発注工事の施工実績もあることから、施工に支障はないものと考えております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第130号 工事請負契約の締結について（令和7年度弘前市斎場長寿命化改修工事（火葬炉設備工事））

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第130号工事請負契約の締結についてを審査に供します。本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第130号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、老朽化した弘前市斎場の長寿命化を図るため、人体火葬炉と動物火葬炉の更新を行うものであります。また、工事期間中も引き続き火葬を行えるよう、現行の炉の供用を継続したまま、執務並行改修工事を行うものとなっております。

工事名称は令和7年度弘前市斎場長寿命化改修工事（火葬炉設備工事）で、工事場所は弘前市大字常盤坂二丁目20番地1ほかであります。

工事の概要につきましては、人体火葬炉6基の大型化を伴う改修工事と動物炉の改修工事を行うものとなります。

契約金額は4億8400万円、契約の相手方は特命随意契約により株式会社宮本工業所、竣工期限を令和9年9月30日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、特命随意契約の適用される条件と、本工事が特命随意契約となった理由について。さらに株式会社宮本工業所に決定した理由。また、火葬炉設備工事を担える業界の状況はどうなっているのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 特命随意契約の適用される条件と本工事がそのようになった理由についてです。

特命随意契約の適用される条件は、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定があり、本工事については、性質または目的が競争入札に適しないものに該当すると判断し、指名型選定会により業者を決定したため、特命随意契約としております。

○環境課長（葛西正樹） 株式会社宮本工業所に決定した理由でございますが、弘前市斎場の火葬炉設備改修工事におきましては、既存の火葬炉を稼働させながら改修を行うという執務並行改修となりますので、機器類、電気配管等の関連工事の全体工程に影響を与えるという、非常に特殊性の高い工事となります。そのため、実施設計の段階におきまして、仕様・規格等の詳細を決定しておく必要があったということから、令和5年度に火葬炉改修業者の指名型選定会を実施いたしまして、その中で最も評価の高かった株式会社宮本工業所を選定したものであります。

続きまして、火葬炉設備工事を担う業界の状況ということでございまして、こちら、他の業種と変わりませんけれども、技術者が不足していくという中で、工事自体が複数年の工事となりますので、受注に当たっては、技術者の確保を含めた長期的な受注計画が必要となってくるということで、急に工事をお願いされても対応できないというようなことと、業界として非常に専門性の高い技術になりますので、担える業者の数自体が非常に少ないというような状況となっております。

○17番（千葉浩規委員） 指名型選定会ということだったのですけれども、この指名型選定会で業者を決定する場合の府内での手続、企画力とか技術力とか業務遂行能力とか専門性とかを、府舎内においてはどのような方法と経緯を経て評価して、選定したのか答弁をお願いします。

○環境課長（葛西正樹） 指名型選定会の設置及び開催につきましては、こちら、市民生活部のほうで決定しております、メンバーとしては市民生活部長、環境課長、環境課長補佐、斎場長、斎場看守長の5名を構成員としております。

こちらの選定会の実施に当たっては、前川建築設計事務所に前川建築との調和が図られる火葬炉の業者候補をリストアップしていただきまして、それで結果として3者、株式会社宮本工業所と株式会社炉研、富士建設工業株式会社の3者に選定会への参加を呼びかけしております。

選考に当たっては、改修工事における課題といたしまして、火葬炉設備の高性能化や大型化への対応、そして執務並行改修への対応等に対する提案書を提示していただきまして、その内容の的確性・実現性の観点から点数化して評価を行っております。

結果としては、宮本工業所と炉研の2者に提案書を提出していただいたということになっておりましたが、その両者の中で評価点数が最も高かった株式会社宮本工業所を選定いたしまして、当該業者にその旨を連絡してということで進めてきたものでございます。

○17番（千葉浩規委員） 通常であれば公募式ということが通例ではないかなと思うのです。今回は指名型ということですので、そうなると、特に評価とか選定の方法とか、あとは会議録とかの整備とかで、やっぱり透明性とか公平性とか公正性というのを確保しておくことが、公募型に比べればより求められるのではないかというふうに思うのですけれども、今回の当市の対応について答弁をお願いします。

○環境課長（葛西正樹） こちらのほう、会議録等を整備しているほか、評価基準に対する評価点等の資料も整備しておりましたので、例えば開示請求等があった場合には、適切に対応できるような準備をしておりますし、そういう対応をしたいというふうに考えております。

○27番（清野一榮委員） この火葬炉の耐用年数は、大体何年ぐらいを見ていますか。

それと、一連のこの工事が終わって、利用者が火葬場を利用して、何が一般市民に変わったなというふうなことがイメージできる、例えば時間が短くなったとかそういうふうなことで、工事が全部終わって利用者が一番感じること、どういうことを、何を一番感じるのか、そこら辺をお知らせください。

○環境課長（葛西正樹） まずは、利用者から見た変化というところに関しましてお答えいたしますと、実は時間自体は変わらなくて、今もいわゆる骨上げのときに2時間ぐらいかかるといふのですけれども、ちょっとガスで火力が今強くなるのですけれども、その分冷却時間を長く見ないといけないので、結果として変わらないということで、場合によっては冷却する装置とかをさらにつけるとかをすると短くはなるのですけれども、一応そこまでの対応はしていないくて、時間としては変わらないと。

ただ、今の重油からガスにしていますので、環境配慮というか、コスト面だとか、そういう面では改善しているということになります。

あとは炉に関しては、大型化ということで、今まですごく大きい人に関してはちょっとお断りして、こちらでできないのでということだったのですけれども、それは対応できるということで、そこは市民サービスとしてよくなつたという部分で実感していただけるのかなというふうに思います。

耐用年数に関しましては、実際のところはちょっと、何年ということで決まっているというふうなところは把握しておりませんで、適宜点検しておりますので、不具合等があれば、今後も6基ということになりますので、必要な改修を行っていくということでございます。ただ、5年、10年とか、20年とか、そういう短い期間ではなくて、かなりもつものだというふうには認識しているところでございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入替え]

弘前市手数料条例及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号
議案第123号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第123号弘前市手数料条例及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第123号弘前市手数料条例及び弘前市行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、固定資産税に関する証明に係る手数料の名称等を変更するほか、住民基本台帳に記録されていない者の情報の管理に関する事務において個人番号を利用可能とするなど、所要の改正を行うものとなります。

なお、今般改正しようとする弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、個人番号を利用する事務などについて定めた条例であり、以下、番号条例と申し上げさせていただきます。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げますので、資料1「2 改正内容」の(1)第1条関係を御覧ください。弘前市手数料条例の一部改正についてであります。

弘前市手数料条例では、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、国から示された税務に関する証明書の様式が変更となるもので、固定資産税に関する証明書につきまして、「課税証明書」の名称を「公課証明書」に改めるとともに、用紙1枚に掲載する土地・家屋の件数を「6筆または6棟」から「5件」に改めるものであります。

次に、(2)第2条関係、番号条例の一部改正についてであります。

2ページにお進みください。

対象となる事務につきましては、予防接種法に基づく予防接種の実施等に関する事務及び新型インフルエンザ等対策措置法に基づく予防接種の実施に関する事務について、個人番号の利用が可能な事務として、それぞれ番号条例に加えるものであります。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅の管理等に関する事務につきましては、実務上の利用が不要となつたことから番号条例から当該事務を削除するものであります。

続いて、(3)第3条関係を御覧ください。同じく番号条例の一部改正についてであります。

情報システムの標準化に伴い、住登外者の登録や管理を行う住登外者宛名番号管理機能が基幹系システムに実装されることになったことから、この機能を扱う事務について、個人番号を利用する事務として番号条例に定める必要があるとの見解が国から示されたため、番号条例に加えるものであります。

なお、住登外者とは、当市の住民基本台帳には登録されていないものの、当市に土地や家屋を所有しているため、当市から固定資産税を課税する方など、行政サービスを提供する上で情報管理が必要な方々を示すものであります。

次に、「3 施行期日」についてであります。

第1条の弘前市手数料条例の改正及び第3条の住登外者の情報管理に関する番号条例の改正は、国が定めた標準仕様に適合したシステムについて、当市において新システムに移行する日である令和8年2月24日から施行いたします。また、第2条の予防接種についての事務の追加及び改良住宅の管理等についての事務の削除に関する番号条例の改正は、公布の日から施行いたします。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、第1条なのですけれども、情報システムの標準化に伴いということで名称や様式が変更になるということなのですが、変更になる理由と、今回の変更によって手数料等の変更はあるのかどうか答弁をお願いします。

第2条についてなのですが、今回の条例改正により、予防接種に関する事務において府内連携が図られるということなのですが、その事務はどのように変わらるのか、また改良住宅の管理等に関する事務がなぜ不要になったのか、答弁をお願いします。

あと、第3条で、情報システムの標準化に伴い、住登外者を特定する固有の番号を付番することの意味、あとその固有の番号と個人番号の関係について、またこれまでの住登外者に関する事務がどのように変わらるのか、答弁をお願いします。

○資産税課長（田中知巳） まず、概要について御説明したいと思います。

国において、地方行政のデジタル化を推進するため、令和3年9月1日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行されてございます。

そのため、全国の自治体に対し、原則令和7年度末までに国が定める標準化対象20の業務の基幹業務について、国が示す標準化基準に適合する基幹業務システム、いわゆる標準準拠システムの利用が義務づけられ、ガバメントクラウドを利用することが努力義務とされてございます。このことを踏まえ、本市においても標準準拠システムに対応するため作業を進めております。

標準準拠システムへ移行することにより、これまで地方公共団体ごとに独自に定めていた通知や様式等の帳票のレイアウトが、標準仕様で規定されるレイアウトに統一されます。弘前市手数料条例に定めている固定資産税に関する証明書についても変更する必要がありますので、改正しようとするものです。

手数料などの料金の変更があるのかということですけれども、課税証明書が公課証明書に名称変更となります。証明する項目はこれまでと変更はございません。また、証明書の掲載件数が弘前市のレイアウトでは6行まででしたけれども、国のレイアウトは5行までの掲載となるため、6件から5件となります。国のレイアウトに合わせて掲載件数は変更となります。手数料の額については、300円、100円の部分に変更はございません。

○健康増進課長（太田泰輔） 私のほうから、予防接種の事務がどのように変わらるのかというところにお答えさせていただきます。

予防接種法及び新型インフルエンザ特別措置法に係る事務につきまして、府内連携により取得した情報を基に接種対象者への接種勧奨や周知を行うとともに、実際に接種を行った際には、予診票の情報から再度データの連携を行い、予防接種台帳に接種履歴を記録しております。

現在、新型インフルエンザ特別措置法に係る事務はございませんけれども、情報システムの標準化に伴いまして、予防接種法に基づく予防接種等、新型インフルエンザ特別措置法に基づく予防接種を一体に管理していくつくりとなつたことから、改めて事務手続を見直しした結果、接種費用の実費負担を免除している生活保護を受けている方及び中国残留邦人等支援給付または配偶者支援金を受給している方につきまして、この判定を正確・迅速に行うことができるようになるものでございます。

○建築住宅課参事（鎌田春香） 改良住宅の管理等に関する事務の不要理由につきまして、当該改良住宅は南大町二丁目に存在していた住宅でありますが、青葉団地市営住宅建替事業に伴い廃止しております。今後、住宅地区改良法に規定する住宅の整備予定はないことから、当該項目を削除するものであります。

○情報システム課長（齊藤弘行） 第3条関係の住登外者を特定する固有の番号を付番することの目的でございます。

住登外者を特定する固有の番号は、業務システム上では宛名番号と称しており、これは各業

務システムにおいて共通で利用される番号となります。住登外者の情報を各業務システムにおいて共通の宛名番号で一元的に管理し、連携させることで、行政サービスの提供漏れを防ぎ、行政運営を円滑に進めることを目的としております。

次に、宛名番号と個人番号との関連性についてでございます。

宛名番号と個人番号は、システム内部においてひもづけて管理されますが、宛名番号を用いることで、直接的に個人番号を使用することなく、個人の特定が可能となります。これにより、個人番号や特定個人情報の保護を維持しながら、行政サービスの向上を図るということが可能となるものでございます。

これまでの事務との変化についてでございますが、住登外者の情報がシステム間で横断的に連携可能となることで、当市の住民票を有する市民と同様に、住登外者への行政サービスの質が向上するものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） そこに関わって、今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○資産税課長（田中知巳） 今後のスケジュールについてということですけれども、固定資産税に関する証明書の変更についてですが、来年1月中に市ホームページにお知らせを掲載して、窓口には説明用のチラシを用意して、来庁者に対応することとしております。

同じく、来年1月中にシステムのテスト等を重ねて、システムの切換え後、令和8年2月24日から本格稼動をする予定としてございます。

○17番（千葉浩規委員） 第1条と第3条の施行日が令和8年2月24日というふうになっているのですけれども、それで標準化されたシステム移行日というふうに記されているのですけれども、なぜ2月24日なのかなと、3月1日とか切りのいいところで始めたらいいのに、なぜ24日なのかということについて答弁をお願いします。

○情報システム課長（齊藤弘行） この施行日は、国が定める標準化の期限に間に合わせるため、標準準拠システムへ確実に移行を完了できる日として設定いたしました。システムの開発、データ移行、稼働に向けた最終テストなどの過程に加え、安全かつ円滑に新システムへ移行できるタイミングを検討した結果、年度途中であり、また月の途中ではございますが、2月下旬の3連休後の日付が最適であると判断したものでございます。

○25番（佐藤 哲委員） 趣旨はよく分かりました。固定資産税であるとか、いろいろ個人の番号、漏れなくななのだろうと思います。

日本人だったら分かるのですけれども、外国人でいろいろと固定資産を持とうとしたり、旅行者であって、しばらく日本にとどまるというようなことがあった場合、個人番号と言いながら、果たして全員を把握できるものかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○情報システム課長（齊藤弘行） 外国人ということでございますが、外国人につきましてもこの宛名システムの中で管理する仕組みは考えられております。日本に長くとどまる方まで全員というところまではちょっと詳細は把握しておりませんが、できる限りそういうのも管理していくけるシステムになるものと考えております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 議案第123号に対して、反対の立場から討論を行います。

議案第123号の第2条は、予防接種法及び新型インフルエンザ特別措置法に係る事務において、個人番号を庁内連携により取得可能とするものであり、また、第3条は、住登外者の宛名番号と個人番号をひもづけるというものです。どちらも個人番号の利用を行政分野で拡大しようとするものであることから反対です。

そもそもマイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものです。それゆえ、制度発足以来、社会保障、税、災害対策の3分野に限定して使用・利用する事務・情報連携も法律で規定し、個人番号を含む特定個人情報の収集・保管は、本人同意があつても禁止してきました。

国は、これを大転換して、マイナンバー利用の限定を外して、全ての行政分野において利用を推進しようとしています。これによって、必要な事務処理がスムーズになるとともに、それは同時に、プライバシー侵害の危険性を一層高めるものだけに、断じて認められません。

以上で、議案第123号に対して、反対の立場からの討論を終わらせていただきます。

○2番（工藤裕介委員） 私は、会派弘前さくら未来を代表しまして、議案第123号弘前市手数料条例及び弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本条例案は、国が推進する地方公共団体情報システムの標準化・共通化に伴うものであります。

主な改正点として、まず、弘前市手数料条例の改正がございます。これまで課税証明手数料とされていた名称が公課証明手数料へと改められるとともに、証明書の掲載件数も見直されることになります。

また、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市の住民基本台帳に登録のない住登外者の情報管理に住登外者宛名番号管理機能を導入するために必要となるもので、この機能により、行政サービスの提供漏れや事務処理の見落としを防ぎ、より効率的な情報連携が可能となるものと認識しております。

このほか、特定個人情報の利用事務に関して、予防接種関係の事務が庁内連携の対象として追加すること及び改良住宅関係の事務が削除されることとなり、実情に即した改正となっております。

本条例改正は、国の標準化スケジュールに確実に対応するとともに、本市の行政事務の効率化と市民利便の向上に寄与するものであり、理事者側の説明は十分理解できるものであります。

以上のことから、本案には賛成するものであります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（外崎勝康委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第141号 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例及び弘前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第141号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例及び弘前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第141号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例及び弘前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

改正案の内容について御説明を申し上げますので、お手元の資料の1ページ目を御覧ください。

1、提案理由についてあります。

本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、議員、職員等の旅費について、原則として現に支払った額に基づき支給するなど、所要の改正をしようとするものであります。

2、主な改正内容の、(1)旅費の種目・内容について御説明いたします。

まず、交通費についてあります。

鉄道賃につきましては、これまで片道100キロメートル以上の場合に支給が可能であった特急料金について、距離の制限なく支給可能とするものであります。

航空賃につきましては、航空機の利用に必要な座席指定料金及び付随する費用を新たに支給の対象とするものであります。

その他交通費につきましては、現行の車賃の名称を変更したものでありますと、現行規定において旅費の支給対象とされていない駐車場代や高速道路利用料金等の費用についても旅費として支給可能とするものであります。

次に、宿泊費等についてあります。

宿泊費につきましては、これまで定額で支給していた宿泊料につきまして、名称を宿泊費に変更した上で、上限つきの実費支給にしようとするものであります。具体的な上限額につきましては、資料の2ページ目に参考として記載しておりますが、原則として基準額を上限として実費支給することとなります。

包括宿泊費につきましては、交通費と宿泊費を一体として支給するパック旅行に要する費用について、新たに支給対象とするものであります。

日当につきましては、国・県において廃止としたことから、当市においてもこれに倣い廃止しようとするものであります。

宿泊手当につきましては、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として新設するものでありますと、一夜当たりの定額として支給するものであります。

次に、その他の種目として、渡航雑費につきましては、これまでの定額支給の支度料と実費支給の旅行雑費を統合し、渡航に必要な最小限の準備経費として実費支給方式へ見直しするものであります。

続きまして、(2)その他旅費に関する取扱いについてであります。

一つ目は、これまで国の指定職の規定に準じていた特別職については、これまでの取扱いと同様に国の指定職の規定に準じることとし、その他の職員等に関しては、国の一般職の規定に

準じることとするものであります。

二つ目は、職員に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を直接支払うことを可能とするものであります。

最後に、3の施行期日についてでありますと、令和8年4月1日の施行を予定しております。

以上でございます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 今回の条例案が、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを踏まえてというふうにありますので、まずは、この国の法改正の内容について答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 国の法改正の内容ということでお答えいたします。

国家公務員等の旅費制度につきましては、国内外の経済・社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、令和6年5月15日に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、令和7年4月1日から施行されております。

改正の内容といしましては、旅費の種目の見直しや旅費の支給額について、これまでの定額制を廃止し、原則として実費支給とするといったもののほか、旅費に相当する金額を旅行代理店などに対して直接支払うことを可能とするなど、事務負担の軽減を図るものとなっております。

○17番（千葉浩規委員） この国の対応を受けてということになるのですけれども、この国と同じ時期ではなくて、市としてはなぜこの時期に改正することになったのか、答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 国と同じ時期ではなく、なぜこの時期に改正することになったのかということですけれども、国家公務員の旅費につきましては、今年度から原則実費支給となったところでありますと、青森県が国と同時期の制度改革を見送ったことから、当市もこれに倣いまして、定額制での運用を現在継続してきたところであります。

このたび県におきましても、令和7年9月定例会において、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案が可決されました。令和8年4月1日から原則実費支給へと変更することになったことを受けまして、当市の旅費の取扱いにつきましてもこれに倣い、定額制から原則として実費支給へと変更するため、今回改正に至ったものであります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第143号 弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第143号弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第143号弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度における一般職の国家公務員の給与改定に準じ、あわせて地域における民間事業の従事者の給与等の状況を勘案し、一般職の職員の基本給月額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料の1ページ目を御覧ください。

（1）は、一般職の職員に支給する期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.075月分引き上げようとするものであります。

今年度は、12月分の期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.075月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に、期末手当については0.0125月分、勤勉手当については0.0375月分引き上げとするものであります。

（2）は、再任用職員に支給する期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分引き上げようとするものであります。

今年度は、12月分の期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に、期末手当については0.0125月分、勤勉手当については0.0125月分引き上げとするものであります。

お手元の資料の2ページ目を御覧ください。

（3）は、特定任期付職員に支給する期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.075月分引き上げようとするものであります。

今年度は、12月分の期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.075月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に、期末手当については0.0125月分、勤勉手当については0.0375月分引き上げとするものであります。

（4）は、自動車等使用者に対する通勤手当について、支給額の引上げ等の改定をしようとするものであります。

①につきましては、現行の距離区分について、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円の幅で引上げするものであり、本年4月に遡って適用しようとするものであります。

お手元の資料の3ページ目を御覧ください。

②につきましては、新たな距離区分及び駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものであります、令和8年4月から実施しようとするものであります。

このほか、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、基本給表について、若年層に重点を置きつつ3.0%程度、本年4月に遡って引き上げようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） これまでの経過ということで、一般職の国家公務員の給与改定や県人事委員会勧告の内容についてお願ひします。

あとは、今回の改定の内容の特徴について。さらに、今回の改定の対象について答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） これまでの国・県の経過ということでお答えいたします。

まず、国家公務員の給与改定の内容につきましては、本年8月の人事院勧告において、月例給については、官民給与の格差を踏まえ、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員についても引上げ改定を行うこととされておりまして、期末・勤勉手当、いわゆるボーナスについては、民間の支給状況を反映させ、支給割合の合計を0.05月引き上げること、また通勤手当について、民間における支給状況を踏まえた改定を行うとの勧告を行いまして、国では、給与法案を11月29日に閣議決定後、臨時国会へ提出しまして、12月11日の衆議院本会議で可決されたところであります。

青森県の人事委員会勧告の内容につきましては、月例給は人事院勧告と同様の内容、期末勤勉手当については、県内の民間の支給状況等を踏まえまして、期末手当については0.025月、勤勉手当については0.075月引き上げまして、通勤手当については、国の制度や他の都道府県の状況等を勘案しながら、県内における通勤の実情も踏まえまして、支給額の上限等を引き上げる勧告となっており、これを受けて県のほうでは、11月22日に給与条例の改正案を県議会へ提出し、12月9日に可決されております。

二つ目、今回の改定内容の特徴ということでございますが、当市の給与改定の内容につきましては、基本給については国・県と同様に改定、期末・勤勉については県と同様に改定しております。通勤手当については国と同様に改定するものであります。給与改定の特徴といましてもは、採用市場での競争力の向上を図るために、初任給を一般行政職の大卒程度で1万2000円、高卒程度で1万2300円増額とするなど、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても引上げ改定となっているほか、通勤手当について、支給額や距離区分の見直し、あとは駐車場等利用者に対する通勤手当を新設するなどの点が今回の特徴となっております。

三つ目、改定の対象ということでございますが、人事院勧告の対象となっております正職員、再任用職員等について、当市においても改定を行うものであります。また、会計年度任用職員につきましても、正職員の給与改定に係る取扱いに準じて同様に改定を行うこととしております。

○17番（千葉浩規委員） 今、物価高騰の中で、今回のこの改定の内容の全体的な評価、物価高騰に追いつく改定になっているのかどうか、答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 物価高騰に追いつく改定となっているかということにお答えいたします。

個々の職員の消費活動や家計の状況等はそれぞれ異なるため、一概に評価することは難しいものと考えております。

一方、職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則によりまして、生計費、あとは国及び他の地方公共団体の職員の給与、あとは民間事業の従事者の給与、その他事情を考慮して定めることとされております。そのような中、県人事委員会においては、総務省統計局による本年4月の消費者物価指数が昨年4月に比べまして青森市で3.4%上昇していることや、青森市の標準生計費などを踏まえた上で勧告を実施したものと認識しております。

当市においては、県の勧告に準じて同様の改定を行っておりますが、その内容が物価高騰に追いつくものになっているかどうかについては、なかなか評価することは難しいものと考えております。

- 17番（千葉浩規委員） この支給に向けての今後のスケジュールについて答弁をお願いします。
- 人事課長（福士太郎） 今後のスケジュールですけれども、差額支給に係るスケジュールにつきましては、改正条例案、あとは補正予算案のほうを可決いただきました後に速やかに支給処理を進めまして、年内12月26日に支給したいと考えております。
- 委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
- 討論に入ります。
- 本案に対し、御意見ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- 採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。
- よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第140号 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案
議案第142号 弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

- 委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第140号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案及び議案第142号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件については、関連がありますので一括して審査に供します。
- 議案第140号及び第142号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（堀川慎一） 議案第140号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案及び議案第142号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について一括して御説明申し上げます。
- 142号、140号の順で御説明申し上げます。
- 議案第142号は、一般職の職員の給与改定に準じ、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。
- それでは、改正の内容について御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。
- 資料にありますとおり、常勤の特別職の職員に支給する期末手当を0.1月分引き上げようとするものであります。
- 今年度は12月分を0.1月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.05月分引き上げようとするものであります。
- 次に、議案第140号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。
- 本議案は、常勤の特別職の職員の給与改定に準じ、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。
- 改正の内容については、常勤の特別職の職員と同様となっております。
- 以上でございます。

○委員長（外崎勝康委員） 議案第140号及び第142号の以上2件に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 1点だけです。議員報酬の27人分の増額の総額、特別職4人分の増の総額について答弁願います。

○人事課長（福士太郎） 議員の皆様につきましては、議長、副議長及び議員25人の合計で168万9840円の増額となっております。特別職につきましては、市長、副市長、代表監査委員及び教育長の4人分で38万6400円の増額となっております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第140号及び第142号の以上2件に対し、御意見ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 私たち会派日本共産党は、議案第140号並びに議案第142号について、反対の立場で討論を行います。

従来から会派日本共産党は、特別職と議員の報酬等の増額には反対の態度を取り続けてまいりました。また、実質賃金は連続マイナス、年金はなおさら、こうした中での市民感情を配慮し、今回においても反対の態度を取らせていただき、討論とさせていただきます。

○14番（畠山 聰委員） 会派創和・公明の畠山聰でございます。議案第140号、第142号に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の特別職及び議員の期末手当の支給割合の改定については、理事者からの説明でも明らかなように、一般職の給与の改定状況や国・県・他市の状況を勘案して改定しようとするものであって、当市が独自に行うものではありません。

令和7年人事院勧告や青森県人事委員会勧告を踏まえて、県においては、知事などの特別職や県議会議員の期末手当について、支給割合を引き上げる条例案が可決されているところであります。

これまで特別職の給与及び議員の報酬のうち、期末手当の支給割合については、引上げ・引下げ、どちらの場合においても、一般職の改定状況や国・県・他市の状況を勘案の上、改定しており、今回も同様の取扱いであることからも、趣旨妥当と認め、本案については賛成するものであります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第140号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（外崎勝康委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第142号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（外崎勝康委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

議案第133号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村
総合事務組合規約の変更について

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第133号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（今井郁夫） 議案第133号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを御説明申し上げます。

青森県市町村総合事務組合は、市町村の事務の一部を共同処理するために、平成19年4月1日に発足した一部事務組合であります。

本件につきましては、当組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時23分 散会】